

[欧州特許情報]

ラオスにおける欧州特許の有効化が可能に（2025 年 4 月 1 日発効）

ラオスと欧州特許庁（EPO）との間の有効化協定が 2025 年 4 月 1 日付けで発効した。これにより、ラオス国内法に基づいて欧州特許を有効化することが可能となった。この有効化により、欧州特許条約に現在加盟している 39 か国に対して付与した特許と基本的に同等の権利が、ラオスにおいても付与される。

この有効化は、2025 年 4 月 1 日以降の欧州特許条約（EPC）に基づく出願、又は特許協力条約（PCT）に基づく国際出願（PCT 国際出願）に対して適用される。よって、2025 年 3 月 31 日以前の出願、又はその出願により生じる欧州特許は適用外となる。

有効化のための手数料は 180 ユーロであり、サーチレポートの発行が言及された日から 6 か月以内、又は PCT 国際出願から欧州への移行（Euro-PCT 出願）を行う期間内に、この手数料を支払う必要がある。

【情報源】

欧州特許庁（EPO） HP：

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/03/a22.html>